

令和8年度保険料について

介護保険料段階の基準所得金額が一部変更になります

介護保険料の算定のしくみが一部変更となります。

令和8年度以降の保険料において、令和7年1月～12月の老齢基礎年金の満額支給額が826,464円となるよう見直されたため、第1段階、第2段階、第4段階、第5段階の「公的年金収入金額と合計所得金額の合計」の基準を80.9万円から82.65万円に変更しております。

令和8年度 介護保険料段階表

段階	対象者	負担割合	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 82.65万円 以下の方	基準額 ×0.285	19,742円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 82.65万円 を超え120万円以下の方	基準額 ×0.485	33,596円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685	47,450円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 82.65万円 以下の方	基準額 ×0.90	62,343円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 82.65万円 を超える方	基準額	69,270円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が135万円未満の方	基準額 ×1.15	79,661円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が135万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.25	86,588円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上360万円未満の方	基準額 ×1.50	103,905円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が360万円以上510万円未満の方	基準額 ×1.75	121,223円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が510万円以上610万円未満の方	基準額 ×2.00	138,540円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が610万円以上710万円未満の方	基準額 ×2.10	145,467円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が710万円以上810万円未満の方	基準額 ×2.20	152,394円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が810万円以上の方	基準額 ×2.30	159,321円

【令和8年度のみ】令和7年度税制改正に伴う介護保険料の算定について

令和7年度の税制改正により、令和7年中収入より給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。

給与所得控除の最低保障額の引き上げによる影響を除くための調整を行います。

対象者とは？

令和7年中に55.1万円以上190万円未満の給与収入を得ている方

調整の内容とは？

下記の2点について、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を受けなかったものとして保険料を算定します。

①合計所得金額

税制改正の影響を受ける前の金額相当となるように計算し直します。

②市町村民税の課税状況

税制改正の影響により非課税となった対象者は「課税」として算定します。

※対象者のうち令和8年1月1日及び令和8年4月1日の両日に札幌市に居住している方に対して適用されます。

なぜこのような調整を行うのですか？

現在の第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）期間内において収入不足を防ぐため、令和8年度のみ措置として、国による介護保険法施行令改正にて定められました。

高額介護サービス費などの判定にも影響はありますか？

税制改正に伴う措置は令和8年度介護保険料算定に対するものだけであり、高額介護サービス費などのサービス利用に関する判定には適用されません。